

【件名】 白石町道の駅「しろいし」条例（案）におけるパブリックコメント

番号	御意見の内容	御意見への対応
①	「第3条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。」とあるが、項目の中に防災拠点としての役割の記載がない。道の駅は災害時における広域圏域の防災拠点としての機能を有しているはずであるが、その記載が無いのはなぜか。※（5）の項目に該当させるとしても「道の駅の設置の目的」が不明瞭であると思われる。	御意見をいただきました内容を踏まえ、文案を修正しました。
②	「第6条2 =前項の規定により許可を取り消し、又は許可を制限し、若しくは利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じて町長はその賠償の責めを負わないものとする。」とあるが、例えばダブルブッキングなどの故意過失を疑われるような場合についても一切の責めを負わないなどの条項は無効になりえるのではないか。	第6条第1項第1号から第6号までは、利用者に過失があった場合や天災地変等どうしようもない事由があった場合を定義しております。仮に指摘をいただいております町側に明確な過失があった場合は通常の損害賠償として責めを負うこととなります。
③	「第14条 （3）特産品等を活用した飲食物の提供に関する業務」とあるが、これは「飲食物の提供に関する業務」ではダメなのか。これでは特産物を活用していない飲食物は（例 コーラなど市販のジュース、ソフトクリーム等）の提供が出来ないと思われる。特産物にこだわりたいのは理解できるが、条例で条件自体を狭め過ぎてしまうのでは柔軟な対応を阻害するため避けるべきだ。	町では白石町産にこだわった商品を販売していきたいと考えております。原則、特産品を活用した飲食物の提供をやっていきたいと考えておりますが、「特産品等」と定義をしておりますので市販のジュース等も販売できるものに含まれています。
④	パブリックコメントをHPで公開されているが、積極的な周知を行わないと意味がないのではないか。以前から感じているが、SNSやケーブルワン等を有効活用し、幅広い意見を集める努力をすべきである。	今後、パブリックコメントの周知につきましては国や県、他の市町の状況等を検証しながら、より効果が出るよう方策を検討していきたいと思っております。